

議案第百十号

港区立障害者グループホーム条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立障害者グループホーム条例等の一部を改正する条例

(港区立障害者グループホーム条例の一部改正)

第一条 港区立障害者グループホーム条例(平成二十五年港区条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「知的障害者」の下に「、精神障害者」を加える。

第二条の見出し及び同条中「及び位置」を「、位置及び定員」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置	定員
港区立障害者グループホーム芝浦	東京都港区芝浦三丁目五番三十四号	知的障害者 五人

港区立障害者グループホーム南青山

東京都港区南青山二丁目六番三号

知的障害者	五人
精神障害者	五人

第三条各号列記以外の部分中「事業」の下に「（港区立障害者グループホーム南青山にあつては、第二号に掲げる事業を除く。）」を加える。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第五条第一項中「者は」を「知的障害者は」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 グループホームを利用することができる精神障害者は、次に掲げる要件を備える者とする。

一 区内に住所を有すること。

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十

五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）

第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る法第五十四条第三項に規定する医療受

給者証の交付を受けていること。

三 共同生活援助に係る法第二十二條第八項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けていること。

第八條の次に次の一條を加える。

（被措置者の利用）

第八條の二 被措置者が利用するグループホームについては、グループホームの利用状況等を勘案し、区長が指定する。

（港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二條 港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九條から第十二條までの改正規定（第九條に係る部分に限る。）を次のように改める。

（利用料金）

第九條 第七條の二の規定により契約を締結し、グループホームの事業を利用する者は、第十八條第二項の規定による指定を受けた者（次項及び次條において「指定管理者」という。）に対し、次に掲げる費用の額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。

一 法第二十九條第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）

二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用の額

2 前項第二号に規定する主務省令で定める費用のうち、次の各号に掲げる費用の額については、当該各号に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

一 食材料費 月額三万三千円

二 家賃 月額二万円

三 光熱水費 月額六千円

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（説明）

障害者グループホーム南青山を新たに設置するため、位置等を定めるほか、障害者グループ

ホームの利用者が負担する食材料費、家賃及び光熱水費の上限額を定めるため、本案を提出いたします。